

2 回目の加盟国協議に諮られているISPM案

ISPM 46

「植物検疫措置のための品目基準」 の附属書案

「国際貿易におけるさといも（タロイモ）（*Colocasia esculenta*）生塊茎の移動」

ISPM 46 植物検疫措置のための品目基準

ISPM 46 本体の目的

- 品目基準の作成及び利用に関するガイダンスを提供する。
- 本基準の附属書として作成される個別品目基準は、植物検疫輸入要件の策定を支援し、安全な貿易を促進する。

【本体】品目基準のコンセプト

- 品目基準の原則、対象、目的
- 有害動植物の掲載基準
- 検疫措置の掲載基準
- 措置の信頼性
- 見直し

+

【附属書】個別品目基準

附属書 1：マンゴウ生果実の基準

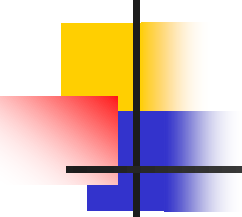
附属書 2：さといも生塊茎の基準

附属書 3：バナナ生果実の基準

2回目
協議

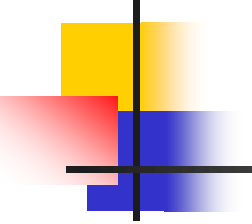
かんきつ属生果実の基準
いんげんまめ種子の基準
りんご生果実の基準

1回目
協議



検討の経緯

- 2024年4月 IPPC総会(CPM-18)でトピックに追加
- 2024年12月 品目基準に関する技術パネル (TPCS) が附属書案を作成
- 2025年1月 TPCSが修正し、基準委員会 (SC) に提出
- 2025年5月 SCが修正し、1回目加盟国協議に諮ることを承認
- 2025年7～9月 1回目加盟国協議
- 2026年5月 基準委員会作業部会 (SC-7) が修正し、2回目加盟国協議に諮ることを承認
- 2026年7～9月 2回目加盟国協議



本附属書のタイトルの変更

「International movement of fresh *Colocasia esculenta* corms」

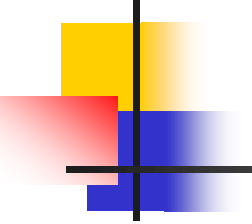
「さといも生塊茎の国際移動」



「Movement of fresh *Colocasia esculenta* corms in international trade」

「国際貿易におけるさといも生塊茎の移動」

理由： ISPM46の本文において「the movement of commodities in international trade」という表現を使用しているため統一。



本附属書の構成の変更

1. 適用範囲
- ~~2. 対象品目及びその予定される用途の説明~~
2. さといも生塊茎に関連する有害動植物
3. 植物検疫措置の選択肢
4. 参考文献

付録 1：典型的な、大型の、dasheen型のさといも塊茎

理由：「対象品目及びその予定される用途の説明」は、「適用範囲」の内容と重複していることから統合。

適用範囲

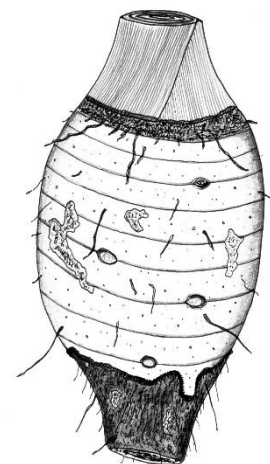
対象となるさといも生塊茎

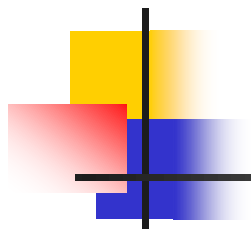
- ~~● 新鮮な塊茎全体に適用される~~
- 葉、芽、側芽、**子芋又は根**を除いたもの

用途

- ~~● 貿易用に生産されたもの~~
- 消費用又は加工用
- 加工済の果実には適用しない

（例：缶詰、~~船玉~~**刻んだもの**、乾燥、冷凍、~~皮むきすりつぶした~~**もの**）



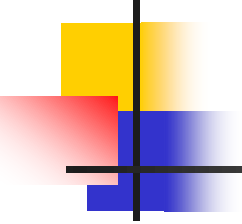


さといも生塊茎に関連する有害動植物

表 1：さといも生塊茎に関連する有害動植物一覧

甲虫類	10種
カメムシ(半翅目)	1 種
線虫類	1 種→削除
真菌類	1 種
ウイルス	4 種

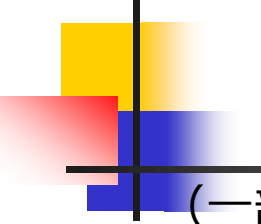
- 1 回目の加盟国協議でバナナネモグリセンチュウ（*Radopholus similis*）及びウイルス 4 種の削除を要請し、線虫は反映されたが、ウイルスは残った。



さといも生塊茎に関連する有害動植物

（一部抜粋）

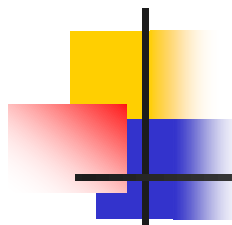
- 掲載有害動植物は、さといも生塊茎に関連することが知られ、少なくとも1つ以上のIPPC締約国によって規制されている。
- 当該リストは全てを網羅しているわけではなく、また、当該有害動植物に対する規制を技術的に正当化するものではない**ため、規制対象病虫害のリストとして解釈されるべきではない。**
- 当該リストには、加工中に塊茎の一部分を通じて侵入する可能性のある有害動植物が含まれている。このようなリスクは適切な廃棄物処理によって管理することができる。
- 掲載種を規制対象とするかは、輸入国が病虫害リスクアナリシスにより決定すべき。



植物検疫措置の選択肢（1 / 5）

（一部抜粋）

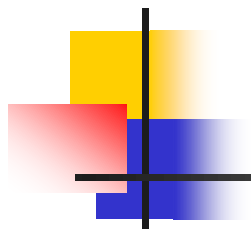
- 輸入国のNPPOは、特定の有害動植物に対して適用される措置が、*C. esculenta*の塊茎の他の規制有害動植物の病害虫リスクを効果的に管理できるかどうかも検討すべきである。さらに、これらの選択肢を植物検疫措置として適用する際、NPPOは、その適用を成功させるための手順を検討し、**文書化**すべきである。
- さといもの塊茎は、割れ目、穴、**葉柄の残存物**により粗い**手触り**を持つ。**この表面は**病害虫（例：甲虫、~~ダニ~~、~~線虫~~）をかくまい、土壌生息性有害動植物を含む土壌残渣が表面についているかもしれない。~~このリスクを減らすために~~そのため、塊茎の十分な掃除（例：**洗浄及び削り取り**）及び**葉柄基部のトリミング**といった措置は、この品目のための植物検疫措置の選択肢を評価する際に考慮されるべき。



植物検疫措置の選択肢（2 / 5）

表 2：植物検疫措置の一般的な選択肢

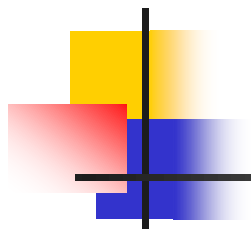
植物検疫措置の選択肢	参考
有害動植物無発生地域(PFA)	ISPM 4
有害動植物無発生生産地および有害動植物無発生生産用地	ISPM 10
有害動植物低発生地域	ISPM 22
システムズアプローチ(SA)	ISPM 14
植物検疫処理	ISPM 28
検査	ISPM 23, 31, 48
検定及び病害虫の識別	ISPM 27
植物検疫証明書	ISPM 7, 12
収穫後の作業（土壌を除去するための清掃作業、例：ブラシ掛け、洗浄）	ISPM ~~14, 31~~ 32



植物検疫措置の選択肢（3 / 5）

表 3：有害動植物固有の措置の選択肢

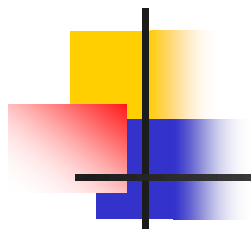
有害動植物	措置の選択肢
<i>Papuana</i> spp.（甲虫類の一種）	MB 1、PFA
<i>Tarophagus proserpina</i> （ウンカ類の一種）	葉柄の基部の除去
~~<i>Radopholus similis</i>（バナナネモグリセンチュウ）~~	~~収穫前の塊茎の採取と試験室での検査~~
<i>Phytophthora colocasiae</i> （さといも疫病）	~~PFA、SA-1~~
French Polynesian strain of dasheen mosaic virus, Colocasia bobone disease virus, Taro vein chlorosis virus, Tomato zonate spot virus	葉柄の基部の除去



植物検疫措置の選択肢（4 / 5）

表 4：臭化メチル（MB）くん蒸の基準

措置 番号	最低温度 (°C)	最小投与量(g/m³)	最小時間 (時間)	参考文献
MB 1	5-10	56	2	MAFF(1998) 対象： Papuana spp.
	11-15	48	2	
	16-20	40	2	
	21-25	32	2	
	31以上	16	2	

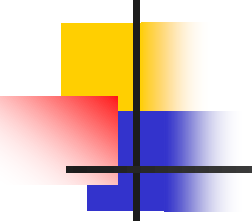


植物検疫措置の選択肢（5 / 5）

表5：~~システムズアプローチの選択肢~~

番号	個別措置	参考文献
~~SA1~~	~~植え付け措置（例：耐病性品種の使用など）~~ ~~収穫前の対策（例：病原体の感染源を減少させるためのほ場内病害虫防除措置）~~ ~~収穫後の措置（例：温湯浸漬、球根の先端切り取り）~~	~~Biosecurity Australia (2011)~~ ~~DAFF (2020)~~

参考文献の内容がシステムズアプローチではない又は閲覧不可能な文書であり、削除された。



1 回目加盟国協議時に日本が提出した コメントに対する反映状況

【日本からの提出コメント（要約）】

- 対象有害動植物として加える要件に曖昧な部分があるため、汚染有害動植物や用途を転用する場合のみ対象となる有害動植物であっても、対象品目に関連する有害動植物として含められる恐れがある。
- どのような場合において「用途の転用」に該当するか、別途ガイダンスを示すべき。

【反映状況】

- 加盟国協議用の草案にカバーノートが添付され、有害動植物及び措置の掲載・除外基準が示された。
- どのような場合に「用途の転用」に該当するかについて、今後基準委員会で検討される予定。